

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務	担当部局・担当課室	人材開発統括官キャリア形成支援室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の5第1項	類型	試験（資格付与）
		指定等の形態	登録
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティング（労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導）を行う専門家であり、平成28年4月に法定化された国家資格である。 キャリアコンサルタントとして登録するためにはキャリアコンサルタント試験に合格する必要がある。キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務（以下「資格試験業務」という。）は厚生労働大臣が行うこととしたうえで、厚生労働大臣が登録する機関（登録試験機関）に行わせることができることとしている。</p> <p>○事務・事業の内容 資格試験業務の実施。</p>		
事務・事業の目的	資格試験業務を適正かつ確実に実施すること。		
関連する政策目標等	<p>基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること 1-1 多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度） 試験実施回数3回（令和3年6月・10月、令和4年3月） 年間受験者数 ・キャリアコンサルティング協議会 学科7,371人、実技8,420人、学科及び実技試験同時受験者6,026人 ・日本キャリア開発協会</p>		

	<p>学科 5,317 人、実技 5,470 人、学科及び実技試験同時受験者 4,219 人</p> <p>○事業収入（令和 3 年度） 手数料収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルティング協議会 320,976 千円 ・日本キャリア開発協会 204,256 千円
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和 3 年度予算）：なし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>○国家資格等情報連携・活用システムとの連携に向けた調整（令和 7 年度以降の連携に向けて調整中）【マイナンバー連携による事務手続きの簡素化】 利便性向上を目的に、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を検討中であり、事務手続きの簡素化等を検討中。</p> <p>○その他【その他】 その他事務・事業の見直しに関わって、利用者の利便性向上のための取組等を行っている。</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>○事務・事業の必要性 労働者の主体的な職業選択、職業生活設計又は職業能力開発を支援するため、専門家であるキャリアコンサルタントの養成が重要であり、キャリアコンサルタントとなるにふさわしい者を選別するためには、キャリアコンサルタント試験を行う必要がある。</p> <p>○事務・事業の妥当性 登録試験機関が、公平・中立に試験を実施するよう、次のことを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 30 条の 13 で登録試験機関の役員等に対し秘密の保持義務を課している。 ・法第 30 条の 17 に基づき、登録試験機関に対して 3 年に 1 度を目安として立入検査を実施することにより、公平性・中立性を担保している（平成 30 年度に実施）。 <p>○事務・事業の有効性 キャリアコンサルタント試験を行うことで、キャリアコンサルタントが誕生し、労働者の主体的な職業選択、職業生活設計又は職業能力開発の支援に資する。 令和 3 年度末時点でキャリアコンサルタント登録者数は 60,562 人</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 キャリアコンサルタント試験を適正かつ確実に実施するためには、キャリアコンサルティングに精通する民間機関の力を活用することが効果的である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p><指定等の基準の妥当性></p> <p>登録試験機関の登録要件は、法第 30 条の 7 第 1 項において、資格試験業務の信頼性確保のための措置をとること等について規定し、詳細な基準は省令において客観的かつ厳格に規定しており妥当である。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性></p>

	<p>令和4年3月現在登録されている登録試験機関について、1機関は技能検定制度におけるキャリアコンサルティング職種に係る指定試験機関、1機関は従前のキャリア・コンサルタント能力評価試験を実施してきた機関であり、いずれもノウハウ、実績ともに十分有している。また、上記登録要件についても厳格に審査を行い、登録要件を満たすものと判断されたものである。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定等法人に対する監査・聞き取り調査</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>「キャリアコンサルタント試験事業報告書・収支決算報告書」（特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会） 「キャリアコンサルタント試験事業報告・収支決算報告書」（特定非営利活動法人日本キャリア開発協会）</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価） と今後の方向性）</p>	<p>引き続き、適正かつ確実な実施に努めていく。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 2 法人

・ N P O (2 法人)

法人名	指定等の時期	連絡先 (T E L)	料金等・積算根拠
N P O (2 法人)			
特定非営利活動法人 キャリアコンサルティング協議会	平成 28 年 4 月 1 日	03-5402-5588	<p>【受験手数料の額】 学科試験 8,900 円 実技試験 29,900 円</p> <p>【積算根拠】 職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）第 5 条第 2 項において、受験手数料の額は厚生労働大臣が定める額としたうえで、実技試験 29,900 円、学科試験 8,900 円を超えてはならないこととされているところ。当該法人でキャリアコンサルタント試験を行うために要する経費と受験者数の見込みに基づき一人当たりの受験手数料の額を算出したところ、当該政令で定める上限を超える額となったことから、上記額としたもの。</p>
特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会	平成 28 年 4 月 1 日	03-6661-6224	同上